

山梨県図書館協議会
 山梨県高等学校審議会
 山梨県へき地等教育振興審議会
 山梨県特別支援教育振興審議会
 山梨県立美術館協議会
 山梨県考古博物館協議会
 山梨県地方産業教育審議会
 山梨県文学館協議会
 山梨県スポーツ推進審議会
 3 前2項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第1の担任事務欄に掲げるとおりとする。
第3条 (省略)
第3条の2 (省略)
 (組織)
第4条 附属機関は、別表第1、別表第2及び別表第3の委員の定数欄に掲げる数の委員で組織する。
 2 委員は、別表第1、別表第2及び別表第3の委員の要件欄に掲げる者のうちから、知事(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会。以下同じ。)が任命し、又は委嘱する。
 3 委員の任期は、別表第1、別表第2及び別表第3の委員の任期欄に掲げるとおりとする。
 4 附属機関に、規則(教育委員会の附属機関にあつては、教育委員会規則。以下同じ。)で定めるところにより、特別委員、専門委員又は臨時委員(以下「特別委員」と総称する。)を置くことができる。
 5 特別委員は、規則で定めるところにより、知事が任命し、又は委嘱する。
 (会長等)
第5条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長又は委員長(以下「会長」と総称する。)及び副会長又は副委員長(以下「副会長」と総称する。)を置く。
 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
 3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。
 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 5 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。
 (会議)
第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
 2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の2分の1以上が出席しなければ、開くことができない。
 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 (部会等)
第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会を置くことができる。

(委任)
第8条 この条例に定めるものほか、附属機関の担任事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(省略)

附 則(平成28年条例第48号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年12月1日から施行する。

(附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和40年山梨県条例第7号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

別表第1(第2条、第4条関係)

附 属 機 関	山梨県文学館協議会
担 任 事 务	博物館法第20条第2項の規定による山梨県立文学館の運営に関する事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
委員の定数	15人以内
委員の要件	一 学校教育の関係者 二 社会教育の関係者 三 家庭教育の向上に資する活動を行う者 四 学識経験のある者
委員の任期	2年

別表第2 (省略)

別表第3 (省略)

○山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則

(昭和60年3月29日 教委規則第11号)

最終改正 平成29年3月30日 教委規則第4号
(趣旨)

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和60年山梨県条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 (省略)

(補欠委員の任期)

第3条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 条例第5条第1項の規定により、附属機関に会長及び副会長一人を置く。

(定足数の特例)

第5条 条例第6条第2項の規則で定める場合は、次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、

同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

附属機関	定足数
山梨県高等学校審議会	過半数
山梨県へき地等教育振興審議会	過半数
山梨県立美術館協議会	過半数
山梨県考古博物館協議会	過半数
山梨県文学館協議会	過半数
山梨県地方産業教育審議会	過半数
山梨県スポーツ推進審議会	過半数

第6条（省略）

（幹事）

第7条 附属機関に、その定めるところにより、幹事を置くことができる。

（資料の提出等の要求）

第8条 附属機関は、その担任する事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（意見の陳述）

第9条 関係職員は、会長の許可を得て、附属機関の会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる

第10条～第11条（省略）

（定例会及び臨時会）

第12条 次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会の開催回数は、同表の開催回数欄に掲げるとおりとする。

附属機関	開催回数
山梨県立美術館協議会	年2回
山梨県考古博物館協議会	年2回
山梨県文学館協議会	年2回

2 前項に規定する臨時会は、必要に応じて開催する。

（庶務）

第13条 附属機関の庶務は、次の表の所属欄に掲げる所属において処理する。

附属機関	所属
山梨県図書館協議会	図書館
山梨県高等学校審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県へき地等教育振興審議会	義務教育課
山梨県特別支援教育振興審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県立美術館協議会	美術館
山梨県考古博物館協議会	考古博物館
山梨県文学館協議会	文学館
山梨県地方産業教育審議会	高校改革・特別支援教育課
山梨県スポーツ推進審議会	スポーツ健康課

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

（省略）

附 則(平成29年教委規則第4号抄)

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

○山梨県立文学館専門委員会要綱

（設置）

第1条 山梨県立文学館（以下「文学館」という。）の事業運営上の専門的事項について協議するため、山梨県立文学館専門委員会（以下「委員会」という。）を文学館に置く。

（組織）

第2条 委員会は、8名以内の委員をもって組織し、委員は文学館の運営又は文学に関し、専門的知識を有する者の中から、文学館長（以下「館長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任をさまたげない。

（会議）

第3条 会議は必要に応じ、館長が必要とする事項について協議する。

（庶務）

第4条 委員会の庶務は文学館において処理する。

（雑則）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

改正附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

○山梨県立文学館協力員設置要綱

（設置及び目的）

第1条 山梨県立文学館（以下「文学館」という。）の事業に、ボランティア活動をとおし、文学館の利用者の便宜をはかるとともに円滑な文学館運営を促進し、もって県民のための文学館としての地域文化の向上に資することを目的として文学館協力員（以下「協力員」という。）を置く。

（業務）

第2条 協力員は、文学館の活動に対し必要に応じて、次の業務を行う。

- 一 入館者に対する助言及び相談
- 二 入館者の案内等
- 三 その他必要と認める業務

(資格及び委嘱)

第3条 協力員は、一般公募より募集し、応募者の中から次の条件を満たす者につき館長が委嘱する。

- 1 文学について関心と理解を有する者
- 2 文学館において所定の研修を受け、おおむね月1日（1日8時間）のボランティア活動が可能で健康な者

(任期)

第4条 協力員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(その他)

第5条 協力員は、文学館が主催する展覧会等の入について優遇を受けることができる。

附則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

○山梨県都市公園条例

(昭和39年3月31日 条例第21号)

最終改正 平成29年3月14日条例第4号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)の規定に基づき、都市公園の設置に関する基準及び都市公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるものとする。

- 一 都市公園 法第2条第1項に規定する都市公園
- 二 公園施設 法第2条第2項に規定する公園施設
- 三 有料公園施設 別表第1上欄に掲げる都市公園の同表下欄に掲げる使用料又は利用料金を徴収して利用に供する公園施設

第1章の2 都市公園の設置に関する基準

(都市公園の設置基準)

第2条の2 法第3条第1項の条例で定める基準は、次条及び第2条の4に定めるところによる。

(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第2条の3 県民1人当たりの都市公園（国又は市町村が設置するものを含む。）の敷地面積の標準は、10平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第2条の4 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- 一 主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、そ

の敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とするこ

と。
二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とすること。

三 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とすること。

四 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるよう配置し、その敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる規模とすること。

- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるよう配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の5 法第4条第1項の条例で定める割合は、100分の2とする。

2 法第4条第1号ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値を限度とする。

一 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下この項において「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に100分の10を加えた割合

二 政令第6条第1項第2号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に100分の20を加えた割合

三 政令第6条第1項第3号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前二号に規定する割合に100分の10を加えた割合

四 政令第6条第1項第4号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前三号に規定する割合に100分の2を加えた割合

第2章 都市公園の管理

(行為の禁止)

第3条 都市公園においては、正当な理由がなく次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 公園施設の損傷又は汚損
- 二 竹木の伐採若しくは植物の採取又はこれらの損傷
- 三 土地の形質の変更
- 四 鳥獣類の捕獲又は殺傷
- 五 はり紙若しくははり札又は広告の表示
- 六 ごみの投げ捨てその他の不衛生な行為
- 七 たき火その他の公園施設等に危険を及ぼすおそれのある行為
- 八 立入禁止区域への立入り
- 九 指定された場所以外の場所への車馬の乗入れ

(行為の制限)

第4条 都市公園（有料公園施設を除く。）において次に掲げる行為をしようとする者は、規則の定めるところにより申請書を知事に提出し、その許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 物品の販売、募金その他これらに類する行為
- 二 業としての写真又は映画の撮影
- 三 興行
- 四 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し
- 五 花火、キャンプファイヤー等火気を使用する行為

2 知事は、前項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障に及ぼさないと認める場合に限り、同項の許可を与えることができる。ただし、当該行為による都市公園の利用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（第14条第3項第5号において単に「暴力団」という。）の利益となると認められる場合は、この限りでない。

3 知事は、第1項の許可に都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を附することができる。

(休業日及び利用時間)

第5条 公園施設の休業日及び利用時間は、別表第2のとおりとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

第6条 削除

(利用の禁止又は制限)

第7条 知事は、都市公園の保全のため必要があると認めるときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

(許可の取消し等)

第8条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。

- 一 この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反した者
 - 二 この条例の規定による許可に附した条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者
 - 四 第4条第2項ただし書に規定する場合に該当する者
- 2 知事は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
- 一 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - 二 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - 三 前各号のほか、公益上やむを得ない必要が生じた場合

(使用料等)

第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第4条第1項の許可又は第14条第1項若しくは第2項の承認（山梨県芸術の森公園の利用に係るものに限る。第二号において同じ。）を受けた者は、次に定める使用料を、規則の定めるところにより納付しなければならない。

- 一 第4条第1項各号に定める行為の場合又は工作物その他の物件若しくは公園施設の利用等（以下この号において「行為又は利用等」という。）については、別表第3に定める額（当該行為又は利用等が消費税法（昭和63年法律第108号）第4条第1項に規定する資産の譲渡等に該当し、かつ、同法第6条第1項の規定により消費税の非課税のものに該当しないときは、当該行為又は利用等について同表に定める額に100分の108を乗じて得た額）
 - 二 第14条第1項又は第2項の承認を受けた利用については、別表第4に定める額
- 2 知事は、公益上必要があると認める場合においては、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、許可を受けた者の責に帰することのできない理由によって当該許可に係る行為をすることができなくなった場合においては、その全部又は一部を還付するものとする。

第3章 指定管理者による管理

(指定管理者による管理)

第10条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に別表第5の上欄に掲げる都市公園の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 公園施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 二 有料公園施設の利用の承認に関する業務
- 三 別表第五の上欄に掲げる都市公園ごとに、それぞれ同表の下欄に定める業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手続)

第12条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、都市公園の効用を發揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、都市公園の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画の内容が、都市公園の平等な利用を確保することができるものであること。
- 四 事業計画に沿つた管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(指定管理者の管理する公園施設の休業日及び利用時間)

第13条 第5条ただし書の規定にかかわらず、指定管理者が管理する公園施設にあつては、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休業日に営業し、若しくは休業日以外の日に休業し、又は利用時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第14条 有料公園施設を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者が当該承認に係る有料公園施設内に第3条第5号の広告を表示しようとする場合は、指定管理者の承認を受けて同号の広告を表示することができる。

3 指定管理者は、前2項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認しないものとする。

一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二 施設又は設備器具を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 宿泊施設にあっては、衛生上支障があると認められるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

五 その利用が暴力団の利益となると認められるとき。

(承認の取消し)

第15条 有料公園施設を管理する指定管理者は、当該有料公園施設を利用する者が前条第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第1項又は第2項の承認を取り消すものとする。

(利用料金等)

第16条 第14条第1項又は第2項の承認(山梨県芸術の森公園の利用に係るものを除く。)を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係る有料公園施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表第6に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 5 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、有料公園施設を利用する者の責に帰することができない理由によって利用できなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第17条 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項(山梨県芸術の森公園を管理する指定管理者にあっては、第三号に掲げる事項を除く。)を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から2月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第11条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 都市公園の管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況
- 四 前三号に掲げるもののほか、都市公園の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

(知事による管理)

第17条の2 第10条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務